

保育所徴収金(保育料)基準額表

(平成26年度)

各月初日の在籍措置児童の属する世帯の階層区分		徴収金(保育料)基準額(月額)				
階層区分	定 義	3歳未満児	3歳以上児			
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	円 0	円 0			
第2	第1階層及び第6階層～第19階層を除き、前年度分の市町村民税の課税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税 非課税世帯	2,600 (1,300)	1,900 (950)		
第3		均等割の額 のみ	8,900 (4,450)	6,200 (3,100)		
第4		所得割の額のある世帯 20,000円未満	11,000 (5,500)	8,000 (4,000)		
第5		所得割の額のある世帯 20,000円以上	12,600 (6,300)	9,900 (4,950)		
第6		9,000円未満	16,000 (8,000)	13,000 (6,500)		
第7		9,000円以上 20,000円未満	17,000 (8,500)	14,300 (7,150)		
第8		第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であってその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	20,000円以上 34,000円未満	26,000 (13,000)	3歳児	4歳以上児
第9					25,400 (12,700)	21,500 (10,750)
第9			34,000円以上 50,000円未満	28,100 (14,050)	25,400 (12,700)	21,500 (10,750)
第10			50,000円以上 69,000円未満	33,300 (16,650)	26,500 (13,250)	22,500 (11,250)
第11			69,000円以上 88,000円未満	38,500 (19,250)	26,500 (13,250)	22,500 (11,250)
第12			88,000円以上 116,000円未満	44,500 (22,250)	26,500 (13,250)	22,500 (11,250)
第13			116,000円以上 153,000円未満	49,500 (24,750)	26,500 (13,250)	22,500 (11,250)
第14			153,000円以上 270,000円未満	55,300 (27,650)	27,000 (13,500)	23,500 (11,750)
第15			270,000円以上 403,000円未満	56,300 (28,150)	27,000 (13,500)	23,500 (11,750)
第16			403,000円以上 536,000円未満	57,300 (28,650)	27,000 (13,500)	23,500 (11,750)
第17			536,000円以上 736,000円未満	58,300 (29,150)	27,500 (13,750)	24,500 (12,250)
第18			736,000円以上 903,000円未満	59,400 (29,700)	27,500 (13,750)	24,500 (12,250)
第19		903,000円以上	60,400 (30,200)	27,500 (13,750)	24,500 (12,250)	